例による第3種第3級の規格に基づく2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、宮城県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、申請案より延長を短くするバイパス案、現道を嵩上げする案の3案について検討が行われている。

申請案と他案とを比較すると、申請案は、用地取得面積は多くなるものの、現道を嵩上げする案と比べて防集事業で整備される住宅団地へのアクセス性に優れていること、延長を短くするバイパス案よりも土工量が少なく施工性に優れ事業費も抑えられていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、宮城県条例に定める車線幅員、最小曲線半径等を満たさない構造となっていること、津波浸水区域を回避した位置で現道に接続する路線がないなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　宮城県石巻市役所

第6　収用又は使用の手続が保留される起業地

宮城県石巻市大原浜京地、大原浜戸泥、大原浜一の峠、大原浜北川原、大原浜隠里、大原浜中田、大原浜畑下、大原浜田の上、大原浜洞ノ口、大原浜法元寺、大原浜屋敷、大原浜関の入、大原浜人石山、大原浜大草山、大原浜南向、大原浜大永寺、大原浜寺下及び大原浜向山並びに給分浜中沢地内

○四国地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月十六日

四国地方整備局長　平井　秀輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十二号及び四百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高知県長岡郡大豊町寺内字河茂二三三番一地内	前	二八・三九～三五・三五メートル	〇・〇四〇キロメートル
	後	二八・三九～三八・一三メートル	〇・〇四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十六日　四国地方整備局長　平井　秀輝

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十二号及び四百三十九号　高知県長岡郡大豊町寺内字河茂二三三番一地内　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成三十年五月十六日

○四国地方整備局告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年五月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十六日　四国地方整備局長　平井　秀輝

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　三十二号　高知県長岡郡大豊町寺内字河茂二三三番一地内

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年五月十六日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

五月十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国会における財務省官房長の野卑な発言に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

北朝鮮の核施設の廃棄式典において日本が蚊帳の外に置かれている理由に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

柳瀬元秘書官と加計学園関係者との面会内容の報告に関する質問主意書（初鹿明博提出）

生活保護基準改定における前回の検証（平成二十四年検証）と今回の検証（平成二十九年検証）における物価による補正に関する質問主意書（池田真紀提出）

高度プロフェッショナル制度における健康管理時間の運用や実際の労働時間との関係等に関する質問主意書（山井和則提出）

タンカー衝突事故により流出した油状物等に関する質問主意書（山崎誠提出）

議事日程

五月十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十号

平成三十年五月十五日（火曜日）

午後一時開議

第一　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　不正競争防止法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案（内閣提出）

参議院

議案受領（予備審査）

五月十四日衆議院から次の議案が送付された。

国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（佐々木隆博外五名提出）（衆第一八号）

国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（佐々木隆博外五名提出）（衆第一九号）